

ケフィア事業振興会等の破産開始決定に関する弁護士声明

平成30年9月3日

ケフィアグループ被害対策弁護士団

団長 紀藤正樹

副団長 島幸明

事務局長 荻上守生

本日、株式会社ケフィア事業振興会、株式会社飯田水晶山温泉ランド、かぶちゃんメガソーラー株式会社、かぶちゃん九州株式会社の4社につき、東京地方裁判所において破産開始決定が出されました。

ケフィア事業振興会をはじめとするケフィアグループは、昨年11月以降、システム障害などを名目に支払い遅延を生じさせており、本年6月以降、全国の消費生活センターや弁護士に極めて多数の相談が寄せられる事態になり、本年7月上旬に結成された当弁護士団にも、8月31日時点で約1500名、84億円の被害相談の電話が寄せられておりました。当弁護士団でも、訴訟、集団請求を行っておりましたが、被害回復はごくわずかにとどまっておりましたので、ケフィア事業振興会ら上記会社が破産開始決定に至ったのは当然のことです。

支払い遅延が昨年11月には生じていたことからすると、本日の破産申立は、遅きに失するものであり、資産の流出、隠匿が強く懸念されます。

また、今回の破産申立においては、代表者である鎬木秀彌氏や、関連会社かぶちゃん農園株式会社の代表であり秀彌氏の長男である武弥氏の破産申立がなされておらず、個人として自ら責任を負うことが明らかにされておられません。50社以上の関連会社についても破産申立がなされておられません。真摯な反省の態度が見られず、資産の隠匿が強く懸念されます。

破産管財人には、ケフィアグループによる被害が、被害者数3万人、被害額約1000億円という極めて大規模な消費者被害事件であることに十分に配慮の上、上記各破産会社の現在の資産の保全のみならず、事業実態、資産の流出、隠匿状況等を徹底的に調査の上、関連会社、役員等に対する破産、訴訟等の法的責任追及を行い、被害者救済に資する破産事件処理を行うこと求め、また、期待しております。

8月31日には消費者庁による注意喚起がなされましたが、捜査機関を含めた行政機関においても、極めて大規模な消費者被害事件であるケフィアグループによる被害について、実態解明、責任追及のために迅速に権限を行使することを求めます。

弁護士団としては、破産手続に協力しつつ、今後も関係会社及び関係者に対する民事、刑事の責任追及を行い、被害実態を明らかにし、少しでも多くの方の被害救済に務める所存です。

以上